

別添7

◎ 厚生省令第十七號
平成廿三年法第六十一条(第十五条の規定に附則)、厚生省令第十七號
規則を次のよう定める。

昭和三十三年九月十七日

厚生大臣 橋本龍種

118
甲第 108 号証

予防検査実施規則

目次

第一章 附則(第一条—第六条)

第二章 検査(第七条—第十三条)

67

第三章 ジフテリニア及び白口セラの予防検査(第十条—第十九条)

第四章 馬チフス及びベラチフスの予防検査(第十九条—第二十一条)

第五章 猫しんチフス・コレラ・インフルエンザ及びワイルスの予防検査(第十一

二条—第十五条)

附則

附則

(監視)

第一條 予防検査(昭和三十三年法第六十一条(第十五条の規定に附則)、以下「法」とは、以下「規則」とは、以下「検査」とは、以下「規則の規定の定めるところによる。」

行う予防検査の実施方法は、この規則の定めるところによる。

(監視)

第二条 予防検査(昭和三十三年法第六十一条(第十五条の規定に附則)、以下「法」とは、以下「規則」とは、以下「検査」とは、以下「規則の規定の定めるところによる。」

行う予防検査の実施方法は、この規則の定めるところによる。

(監視)

第三条 予防検査(昭和三十三年法第六十一条(第十五条の規定に附則)、以下「法」とは、以下「規則」とは、以下「検査」とは、以下「規則の規定の定めるところによる。」

66

めの消毒にて滅菌してから用いられるが、消毒液を用ひなければならぬ。

(無菌用器具の滅菌等)

第三条 條件用器具は、専ら、前項及又は消毒下に用ひられる。

たゞ、

- 注射針、痘瘡針及び乱刺針は、被接種者にて取り扱わなければならぬ。
- 注射針、痘瘡針及び乱刺針は、被接種者にて取り扱わなければならぬ。

(器具)

第四条 條件前では、被接種者がつゝて、接觸測定、問診・視診、聽打診等の方法によつて、近衛状態を調べ、当該被接種者が次のいずれかに該當すると認められる場合に付し、その者にあつて予防接種を行つてはならない。ただし、被接種者が当該予防接種する疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しく障害をきたされかること認められる場合は、この限りである。

- 有熱患者、心臓血管系、腎臓又は肝臓疾患のある者、糖尿病患者、脚気患者

その他医師が予防接種を行うこと不適旨と認める疾患にかかる者

32
11
5

69

二 痘瘡患者又は着しい発熱患者

三 アレルギー本質の者又はけいれん性本質の者

四 在院者(妊娠大月の者の妊娠を除く)。

五 疾病につゝては、前各号に掲げる者のほか、本人延性的皮膚病にかかっている者で、種痘により障害をきたす恐りのあるもの

(種痘時の注意)

第六条 予防接種を行うに当つては、次の事項を厳守しなければならぬ。

- 予防接種に従事する者は、手を清潔し、かつ、マスクを服用すること。
- 被接種者は、均質化して使用すること。
- 痘瘡以外の症候液は、容器のせん及びその回函をアルコールで消毒して然後、使用せしめたりはさぬいで吸引すること。
- 痘瘡液は、滅菌せしめ冷却し、かつ、乾燥させて使用すること。
- 予防接種は、原則として、次の部位に行うこと。

イ 痢疾以外の予防毒薬にあつては、上腕伸側

ロ 第一期の瘡瘍にあつては右上腕伸側又は右脛筋、それ他の部位にあつては左

上腕伸側

六 瘡瘍以外の予防毒薬の接種部位は、三ードチンキヌはアルコールをもつて消毒す

ること。

七 瘡瘍の接種部位は、衣類による瘀血のなつた部位があつては、綿球へ塗つたアル

コール錠で消毒し、かへて乾燥させる。(28)

八 皮下注射を行うときは、注射針の先端が血管内に入りしつこいときは針孔の

ること。

九 瘡瘍以外の予防接種を受けた者又はその保菌者に対しては次のイからハまでに掲

げする等質を、瘡瘍を受けて若又はさの保菌者に対する対しては次のイからハまでに掲

げる事項をそれぞれ行らること。

イ 接種当日及びその翌日は、長髪を守るために、激動、入浴、飲酒等を禁ずるもの

要があること。

ロ 周辺反応として瘡瘍部位の発赤、疼痛等を認めることがあり、また全身反応として熱感の(発)熱感、頭痛、倦怠、さむけ等を認めることがあるが、いずれも

通常二、三日中にて特別の処置をほどこすことなく消退すること。

ハ 接種部位は、清潔に保つこと。

二 接種部位は、予防接種を受けた後およそ十分から十五分までの間着衣しないで露出し、火炎、直射日光等によつて自然に乾燥させること。

ホ 接種部位を摩擦しないこと。

(臨時予防接種等に適用する接種)

第六条 錠剤、ジフテリア、百日咳、鶴チフス又はパラチフスの予防接種であつ

て、次の各号に掲げる施設に対する接種方法及び接種量は、第二章、第三章又は第四章に定めるところを標準とし、該接種者の命令、身体の状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならない。

前に定めるところと標準とし、該種種の命令、身体の状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならない。

一 法第九条本文の規定により、軍隊のため定期的に予防接種を受けることとする

が、かつた者が、その軍隊の消滅後一月以内に蒙る予防接種

二 法第九条ただし書の規定により、軍隊のため定期的に予防接種を受けることのやきなかつた者が、學校講義の際當該予防接種を受けることの規定による軍隊消滅する場合にあつては、該種接種

三 法第六条の規定による定期的予防接種又は法第九条本文の規定により軍隊消滅後一月以内に蒙る予防接種を受けた者が、その後において最初に受ける定期の予防接種

四 法第六条の規定による定期的予防接種

第二章 種痘

(施行回数及び費用)

第七条 定期の種痘は、毎年二回以上、原則として、三月から六四まで及び九月から十二月までの間に行うものとする。

(痘苗の接種費)

第八条 痘苗は、一人をおよそ十人に對して用ひるものとする。

(接種の方式)

第九条 痘痘は、亂剥法又は切皮法によつて行うものとする。

(乱剥法)

第十条 亂剥法は、接種部位の皮膚を緊張させ、痘苗を創つた後、亂剥針をほぼ接種皮膚面に沿つて平行に持つて、針先をもつて直径三ミクメートルから五ミクメートルまでの円内の皮膚面を弱く圧するよう乱剥し、出血しない程度に皮膚を傷つけ行うものとする。

十一 亂剥の回数は、第一回の種痘があつては十四から十五回を以て、それ以外の種痘たあつては十五回から二十回を以てとする。

3 接種回数は、一箇とする。

(切皮法)

第十一条 切皮法は、痘苗の皮膚を斜めに切破させ、痘苗を一つに接種部位を以て行

(切皮式)

第十一条 切皮法は、癒瘍部位の皮膚を剥離させ、膿液を除いた後瘻創部を露出する。
セミシリコーンの十日下疳にて「切皮」、膿液を吸引し、ドレナージする。

2 切皮でよみがえり出瘻の多かった日、別の箇所で行なうものとする。

3 痘瘍は、第一期の癒瘍にあつては、膿、それ以外の瘻瘍にあつては、
ガムの回廊はセンチメートルとする。

(検査結果)

第十二条 瘡瘍の検査を行なう結果は、瘻瘍を行なった日から八日間

の面とする。

(検査の基準)

第十三条 混合瘻瘍(瘻瘍のある疎離的又は水疱又は膿瘍であつて、瘻瘍を行なった日か
ら起算して六日から八日までの間に生じたるものと云ふ。)が一箇以上発症した
場合(生後初めて行われる瘻瘍以外の瘻瘍があつては、瘻瘍を行なった日から起算し

る。

31

て三日以内に、一箇以上の疎離、結節又は水疱を生じた場合を含む。)は高熱、そ
れ以外の場合は不善感と判定するものとする。

(第三章 ジフテリヤ及び西田セキ予防接種)

(施行回数)

第十一条 ジフテリヤ及び西田セキ予防接種は、毎年四回以上行つものとする。

(第一期予防接種)

第十五条 ジフテリヤの一歳の予防接種は、ジフテリヤトキソイドを二回間隔をも

て毎回おのの回路をおこし、毎回接種は、毎回の立地とす

る。

2 西田セキの第一期の予防接種は、西田セキ予防接種ワクチンを三回間隔をも

の回路おこし三回接種するものとし、接種は、第一回にあつては、ジ

ジフテリヤ及び西田セキおこしと同時に第一期の予防接種は、西田セキジフ

のジフテリヤ及び西田セキおこしと同時に第一期の予防接種は、西田セキジフ

74

75

(第十一期以外の定期予防接種) 第二十一条 腸チフス及びベラチフスの第一期以外の定期の予防接種は、腸チフスバ

ルチフス混合ワクチンを一回皮下又は皮内に注射するものとし、接種量は、皮下注射にあつては、五百ミリガラム、皮内注射にあつては、一百ミリガラムとする。ただし、遠隔診断の結果、身体が虚弱であるか、又は副反応が強烈と認められる者に対しては、皮内注射不適るものとする。

第五章 発しんチフス、コレラ、インフルエンザ及びワイル

森の予防接種

(発しんチフス)

第二十一条 発しんチフスの予防接種は、発しんチフスマウチンを七日から十日毎の回隔をおこなう回数は、皮内注射するものとし、接種量は、毎回一ミリガラムとする。ただし、発しんチフスの予防接種を受けたから三日を経過してこない者に対する接種回数は、一回とする。

(コレラ)

第二十三条 コレラの予防接種は、コレラワクチンを五日から十日までの回隔をもつて二回皮下注射するものとし、接種量は、第一回があつては、五百ミリガラム、第二回以下

あつては、一百ミリガラムとする。ただし、接種量は、七岁以上十三才未満の者にあつては、おもねその十分の七、七才未満の者にあつては、おもねその三分の一とする。

2 前項の規定にかかるわざ、コレラの予防接種を受けたから六月を経過してこないう者のに対する接種回数は、コレラワクチンを一回皮下注射するものとし、接種量は、五百ミリガラムとする。

(インフルエンザ)

第二十五条 ワイル痘の予防接種は、ワイル痘ワクチンを七日の間隔をもつて二回皮下又は筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回一ミリガラムとする。ただし、十三才未満の者に対する接種量は、五百ミリガラムとする。

(ワイル痘)

第二十五条 ワイル痘の予防接種は、ワイル痘ワクチンを七日の間隔をもつて二回皮下注射するものとし、接種量は、毎回一ミリガラムとする。ただし、ワイル痘の予防接種は、毎回一回以上である者に対する接種回数は、一回とする。